

平成 27 年 5 月 19 日
環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

通知文書の誤送付について

石綿健康被害救済部申請課における通知文書の誤送付について、下記のとおり事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

未申請死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の請求に係る 2 件の認定通知について、請求者 A さんに通知すべき文書を請求者 B さんに、請求者 B さんに通知すべき文書を請求者 A さんに誤って送付する事案が発生した。

誤送付した文書には、請求者の氏名、特別遺族弔慰金等の振込口座の個人情報記載されており、請求者 B さんに送付した請求者 A さんの文書は未開封のまま回収した。

2. 事実経過

- (1) 平成 27 年 4 月 20 日、請求者 A さん及び請求者 B さんに通知文書を送付した。
- (2) 平成 27 年 4 月 21 日、請求者 A さんから請求者 B さん宛の文書が同封されている旨の連絡があり、誤送付が判明した。また、請求者 B さんに急ぎ連絡を行い未開封だった文書を開封しないようお願いをした。
- (3) 平成 27 年 4 月 22 日、申請課長が請求者 A さん宅に赴き、謝罪を行い誤送付の文書を回収するとともに、改めて本来通知すべき文書を手交した。
- (4) 平成 27 年 4 月 23 日、申請課長が請求者 B さん宅に赴き、謝罪を行い未開封であった文書を回収するとともに、改めて本来通知すべき文書を手交した。

3. 再発防止策

- (1) 申請課においては、全職員に対し事案の概要を説明するとともに、認定等決定通知の手續について緊急点検を行い、同封する文書の宛名と封筒の宛名との照合確認をチェックシートに基づき複数人で実施すること、これら基本確認手順の徹底を図ることとした。
- (2) 石綿健康被害救済部においては、平成 27 年 4 月 27 日、28 日に、派遣職員、非常勤職員を含む全職員を対象に、本事案を取り上げて個人情報漏えい防止の研修を実施した。

以上

【担当】

石綿健康被害救済部申請課

課 長 福山 賢一

調査役 山本 恵子

電話 044-520-9616